

高知県立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第33条の規定に基づき、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）による視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）に対する、次の各号に掲げるサービス（以下「視覚障害者等サービス」という。）及びバリアフリー基本セットの団体への貸出しサービス（以下「バリアフリー基本セット貸出サービス」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 資料の長期貸出し（第4条において「資料長期貸出サービス」という。）
- (2) 図書等を対面で音訳するサービス（以下「対面音訳サービス」という。）

(利用対象者)

第2条 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚障害者等で、別表に例示する状態にあつて、その表現が視覚により認識される方式の著作物をそのままの方式では利用することが困難なものとする。

2 バリアフリー基本セット貸出サービスを利用することができる者は、高知県内に存する次の各号に掲げる団体等で、利用規程第16条に定める団体貸出しに係る利用カードの交付を受けたものとする。

- (1) 視覚障害者等の団体
- (2) 視覚障害者等が利用する福祉施設、医療施設、教育施設等であつて、高知県立図書館長（以下「館長」という。）が適当であると認めたもの
- (3) 公共図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項の公立図書館をいう。以下同じ。）

(利用者登録等)

第3条 視覚障害者等サービスを利用しようとする者は、別記第1号様式によるオーテピア高知図書館・高知市民図書館分館分室共通利用カード申込書（視覚障害者等サービス用）兼高知声と点字の図書館利用登録申込書（以下この条において「申込書」という。）に氏名、住所、身体状況等を証明するに足りると館長が認めたものを添えて申込みをするものとする。

2 視覚障害者等サービスを利用しようとする者から、申込書への記入の依頼の申出があつたときは、申込者に代わり県立図書館又は高知市立市民図書館の職員が記入することができるものとする。

3 県立図書館は、申込書の表1を用いて、前条に規定する利用対象者であることを確認した場合は、視覚障害者等サービスの利用者として登録する。

4 前項の規定により登録された視覚障害者等サービスの利用者（以下「視覚障害者等サービス利用者」という。）に対しては、利用カード（高知県立図書館の管理運営

に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第6条第1項の利用カードをいう。以下同じ。）を交付する。ただし、視覚障害者等サービス利用者が利用カードの交付を既に受けている場合は、当該利用カードを本文の規定により交付された利用カードとみなす。

- 5 視覚障害者等サービス利用者は、申込書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに当該変更事項を確認することができるものを添えて変更の手続を行わなければならない。
- 6 視覚障害者等サービス利用者は、第3項の規定により確認を受けた事項（申込書の表1の確認事項をいう。）のいずれかについて状態の改善、状況の変更等があった場合は、速やかに県立図書館に連絡し、その指示に従うものとする。
- 7 第1項から第3項までの規定は、第5項の変更の手続について準用する。
- 8 第4項の規定により交付を受けた利用カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。ただし、同項ただし書の規定により同項本文の規定により交付されたとみなされる利用カードの有効期間については、規則第6条第3項の規定にかかわらず、第3項の規定により視覚障害者等サービスの利用者として登録された日から3年間とする。

（資料長期貸出サービスに係る利用資料数等）

第4条 資料長期貸出サービスにより利用することができる資料の数は、規則第7条の館長が定める数とし、貸出期間は、30日以内とする。

- 2 貸し出した資料について他に貸出しの予約がない場合、1回かつ30日以内の期間に限り、貸出期間を延長することができる。
- 3 DAISY録音図書等を再生する手段を有しない者は、県立図書館が所有するDAISY録音図書再生機器の貸出しを受けることができる。

（対面音訳サービスの実施場所及び実施時間）

第5条 対面音訳サービスの実施場所は、県立図書館及び高知市立市民図書館本館（以下「オーテピア高知図書館」という。）又は館長が認める図書館とする。

- 2 対面音訳サービスの実施時間は、オーテピア高知図書館又は館長が認める図書館のそれぞれの開館時間内とし、1回当たり2時間以内とする。

（対面音訳サービスの利用手続）

第6条 対面音訳サービスを利用しようとする者は、原則として利用予定日の5日前までに、利用しようとするオーテピア高知図書館又は館長が認める図書館に予約をしなければならない。

（対面音訳の対象資料）

第7条 対面音訳の対象とする資料は、原則として県立図書館、高知市立市民図書館、高知声と点字の図書館又は館長が認める図書館が所蔵する資料とする。

2 利用者の個人的な生活情報等の音訳については、利用者からの求めがあれば配慮する。

(対面音訳サービス協力者)

第8条 対面音訳サービスは、県立図書館の職員又は対面音訳サービスの実施機関等が実施した対面音訳関係の研修講座等を受講した協力者（以下「音訳協力者」という。）が行う。

2 音訳協力者は、別記第2号様式による対面音訳サービス協力者登録書により登録しなければならない。

(実施報告書の作成)

第9条 音訳協力者は、対面音訳を実施したときは、別に定める対面音訳サービス実施報告書を作成し、職員に提出しなければならない。

(バリアフリー基本セット貸出サービスに係る貸出期間)

第10条 バリアフリー基本セット貸出サービスを利用しようとする団体等に対して館外貸出しをする資料の貸出期間は、3か月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(バリアフリー基本セット貸出サービスに係る貸出申込)

第11条 バリアフリー基本セット貸出サービスを利用しようとする団体等は、館長に申込みを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、平成23年4月1日から同年8月31日の間に、第1条第3号による対面音訳サービスを利用した者については、この要綱の各条項により行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年6月1日前に、改正前の第3条第3項の規定により利用カードの交付を受けている者が、改正後の別記第1号様式に規定する個人情報の取扱いについて同意した場合は、改正後の第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、同条第4項本文に規定する共通利用カードを交付する。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月4日から施行する。

別 表

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他県立図書館長が認めた障害